

令和6年度 新役員等のみなさん

問合せ 総務課 庶務担当 ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915
防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915
町民のみなさんと行政とのパイプ役としてご尽力いただく令和6年度の行政区長さん、環境衛生推進委員さんが決まりました。住みよい町・地域づくりのためよろしくお願いします。

【行政区長・環境衛生推進委員】(敬称略)

行政区名	行政区長	環境衛生推進委員	行政区名	行政区長	環境衛生推進委員
新 宿	木村 郁夫	渡辺 浩一	元 阿 保	浅見 盛雄	朝比奈 文夫
池 田	飯島 正紀	大村 芳子	八 日 市	原口 和雄	下平 茂人
二 ノ 宮	常木 研二	田中 幸雄	原 新 田	皆川 隆男	齋藤 麻衣
新 里	田村 敏則	曾根 皖	熊 野 堂	東舘 幸男	木村 隆之
前 組	町田 貴	町田 正次	元 原	新井 正之	柳 守
中 新 里	大島 清孝	辻 光生	渡瀬本町	田中 旭	岸 有也
小 浜	設楽 明彦	中田 則男	渡瀬仲町	木藤 雅仁	小笠原 智宏
貫 井	佐藤 和秀	野村 純一	渡瀬上町	山口 精一	松本 欽弥
植 竹	野口 一美	大澤 久生	下阿久原	清水 保	新井 浩一
肥 土	塩田 啓司	塩田 充昭	上阿久原	西澤 英昌	浅見 芳之
関 口	岩丸 久志	荒井 道昌	矢 納	新井 美範	浅見 忠男
四軒在家	中島 良夫	中島 良夫			

成年後見制度って何？

問合せ 地域包括支援センター ☎0495-74-1155 FAX0495-74-1156
成年後見制度とは、認知症や障害のある方で物事の判断能力が不十分になってしまった時、第三者が金銭管理や契約行為等を手伝ってくれる制度です。成年後見制度には大きく分けて2種類あります。

①法定後見制度(判断能力が十分でない場合)

判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の類型があります。家庭裁判所へ申し立てを行い、選任された後見人等が本人の意思を尊重しながら、金銭管理や契約行為等を支援してくれます。

②任意後見制度(判断能力が十分でなくなる前に)

将来、判断能力が不十分になってしまった時に備え、後見人になって欲しい方や将来その方に依頼したい内容を話し合い、内容を公正証書による契約で定めておきます。本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に申し立て、任意後見監督人が選任され支援が開始されます。

何から始めればいいの？もっと詳しく知りたい！そんな時は成年後見相談ダイヤルに相談しましょう！

成年後見相談ダイヤル：☎0120-235-833

受付時間：平日の午前9時～午後5時 **利用料は無料です！お気軽にご相談ください。**

※神川町、美里町、上里町に在住もしくは在勤の方、そのご家族がご利用できます。
※相談内容や個人情報は適正に管理しますので、第三者に漏れることはありません。
※係争中の案件に関するご相談には対応できません。

町長と語ろう！まちづくり座談会

問合せ 総合政策課 企画調整担当 ☎0495-77-0701 FAX0495-77-3915
今年度から、町長自らが地域へ出向き、町民の皆様と今後のまちづくり等について意見交換を行う「まちづくり座談会」を開催します。
「座談会」という言葉のように膝を突き合わせるような近い距離で座り、和やかな雰囲気の中での意見交換を行います。また、頂いたご意見につきましては、今後の町政運営に活かしていきたいと考えています。
皆様からのたくさんのお申込みをお待ちしています。

【テーマ】

今後のまちづくりの推進に関するもの
(例：子育て施策、健康長寿施策、高齢者福祉施策、農業振興施策、観光振興施策、人口減少施策、教育施策など)

【対象】

町内に在住または在勤の方で構成された5名以上(過半数が18歳以上)のサークルやグループ

【開催日時】

原則として、平日の午前10時から午後8時30分までの90分以内(応相談)
※年末年始(12月28日～翌年1月4日)を除く
※開催日については町長のスケジュール等により調整させていただく場合があります

【会場】

申込者が指定する町内の会場（原則、開催場所の確保は申込者で行っていただきます。）

【費用】

無料(会場等の使用料が発生する場合は申込者が負担)

【申込み】

申込書に記入のうえ、開催希望日の1か月前までに総合政策課までお申込みください。
申込書は町ホームページまたは総合政策課等で配布しています。



町ホームページ

町営中居住宅入居者募集

問合せ 地域振興課 庶務担当 ☎0274-52-3271 FAX0274-52-2848

【募集戸数】1階1戸 2階5戸 【所在地】下阿久原1055番地1

【住宅使用料】月額45,000円(ほかに共益費3,000円)
※18歳以下のお子さんを養育中の場合は最大2万円の減免措置があります。

【敷金】月額使用料(減免前)の3か月分

【入居資格】①現に同居または同居しようとする親族がいること。

②入居しようとする世帯全員の合計所得月額が15万8千円以上48万7千円以下であること。

③町税などを完納し得る能力を有し、現に滞納がないこと。

④暴力団員でないこと。
※単身者の方でも条件により入居可能です。詳細はお問合せください。

【申込方法】入居申込書に必要書類を添付し、神泉総合支所窓口へ提出

【募集締切・入居期間】随時

【その他】平日は室内見学もできますので、お気軽にお問合わせください。
(午前9時から午後4時まで)
室内見学を希望する方は事前に連絡をお願いします。



間取り図(一例)



外観